

松ヶ崎社会福祉協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、松ヶ崎地域内の住民が相互に協力し合い、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 地域福祉の増進に関する調査及び研究
- (2) 地域福祉の増進に関する活動の計画及び実施
- (3) 地域福祉の増進に関する組織活動の促進
- (4) 地域福祉の増進に関する普及及び啓発
- (5) 前各項の実施に必要な社会資源の開発及び動員
- (6) その他目的達成に必要な事業

(各称及び事務所の所在地)

第3条 この会は、松ヶ崎社会福祉協議会(以下「本会」という。)と称し、事務所を会長宅に置く。

第2章 構成

(構成)

第4条 本会は、地域の住民をもって構成し、参加団体をもって代表とする。

第3章 評議員

(選出)

第5条 評議員は、松ヶ崎学区内の住民の内より、この会の趣旨に賛同して協力する者の中から、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

(任期)

第6条 評議員の任期は2年とする。但し、補欠により就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2、評議員は再選されることができる。

(権限)

第7条 評議員は、評議員会を組織し、この規約に特別の定めがある場合を除き、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画、報告に関する事項
- (2) 予算・決算に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項
- (4) その他、会長が付議した事項

第4章 役員

(定数)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 13名(会長・副会長・事務局長を含む)
- (4) 監事 3名

2、会長及び副会長は理事とする。

(選出)

第9条 本会の役員は、評議員の互選により選出するものとする。

2、会長及び副会長は、理事のうちから評議員会において選出する。

3、監事は、本会理事・評議員、及びこれらに類する他の職務を兼務することができない。

(任期)

第10条 役員は任期は2年とする。但し、補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

2、役員は再選されることができる。

(任務)

第11条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2、副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代理する。

3、理事は、理事会を組織し、会務運営にあたる。又、この規約に特別の定めがある場合を除き、次の事項を審議する。

- (1) 事業の方針及び運営に関する事項
- (2) 運営の監督に関する事項
- (3) 評議員会に付議する事項
- (4) 評議員会の議決により委任された事項
- (5) 諸規定の制定及び改廃に関する事項
- (6) その他、会長が付議した事項

4、監事は、本会の事業及び会計を監査し、評議員会に報告する。

第5章 会議

(会議)

第12条 会議は評議員会及び理事会とする。

(招集)

第13条 会議は会長が招集する。

2、会議の議長は、その都度出席者の中から、互選により選出する。

(開 催)

- 第14条 評議員会は、毎年3回以上これを開く。
2、理事会は、毎年6回以上これを開く。

(成立及び議決の方法)

- 第15条 会議は、過半数の出席により成立し、出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

- 第16条 本会の運営にあたり、必要に応じて部会及び委員会を設けることができる。
2、部会及び委員会に関する規定は別に定める。

第7章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

- 第17条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。
2、顧問及び相談役は、評議員会の推薦により会長が委嘱する。
3、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第8章 事務局

(事務局)

- 第18条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。
2、事務局に庶務及び会計を設置する。
3、庶務及び会計は会長が委嘱する。

第9章 会 計

(収入の種類)

- 第19条 本会の収入は、次に掲げるものをもってあてる。
(1) 会費
(2) 賛助金
(3) 助成金
(4) 事業から生じる収入
(5) 寄付金及びその他の収入

(会計年度)

- 第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第 10 章 規約の変更

(議決の方法)

第 21 条 この規定を変更するときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決を経なければならない。

(附 則) この規定は、平成 8 年 5 月 2 日より施行する。